

健康相談

1. 事業の概要

(1) 目的

健康相談は心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とする。

(2) 実施主体 市町村（特別区を含む）

(3) 対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象とする。ただし、健康相談の内容や対象者の状況によっては、対象者に代わってその家族等を対象とすることができる。

(4) 健康相談の種類

健康相談の種類については、次に掲げるものとする。

ア 重点健康相談

イ 介護家族健康相談

ウ 総合健康相談

(5) 重点健康相談

ア 重点課題

重点健康相談の課題及び実施内容は次のとおりとする。

(ア) 高血圧健康相談

高血圧について、個人の食生活その他の生活習慣を勧告して行う相談指導等

(イ) 高脂血症健康相談

高脂血症について、個人の食生活その他の生活習慣を勧告して行う相談指導等

(ウ) 糖尿病健康相談

糖尿病の進行防止及び糖尿病が引き起こす動脈硬化等の合併症の防止等個人に適した正しい健康管理方法に関する健康指導等

(エ) 歯周疾患健康相談

口腔歯肉、歯牙の状態等について行う観察及びそれに基づく相談指導、並びに歯垢及び歯石の除去、ブラッシング等について行う相談指導等

なお、個人の歯の健康状態に応じて、歯槽膿漏、歯肉炎等歯周疾患の予防及び管理を図る。

(オ) 骨粗鬆症健康相談

骨粗鬆症について、個人の食生活その他の生活習慣を勧告して行う相談指導等

(カ) 病態別健康相談

肥満、心臓病等の病態別に、個人の食生活その他の生活習慣を勧告して行う相談指導等（(ア)から(オ)に掲げるものを除く。）

イ 重点課題の選定

市町村は、地域の実情、重点健康相談の実施体制の状況等を勧告し、毎年、アに掲げるもののうちから重点課題を選定して実施する。

ウ 実施方法

市町村は、選定した重点課題に関し、知識経験を有する医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等を担当者として、健康に関する指導及び助言を行う。また、必要に応じ血圧測定、検尿等を実施する。

実施にあたっては、市町村保健センター、健康増進センター、老人福祉センター、公民館等に気軽にかつ幅広く相談できる健康相談室等の窓口を設置する。

なお、健康相談室等の運営に当たっては、医師及び歯科医師と密接な連携を図る。

(6) 介護家族健康相談（費用負担：13年度から介護予防・生活支援事業で対応）

介護家族健康相談は、家族等の介護を行うものの心身の健康に関する指導及び助言を行うことを主な内容とし、重点健康相談と同様の方法により実施する。

(7) 総合健康相談

総合健康相談は対象者の心身の健康に関する一般的事項について、総合的な指導・助言を行うことを主な内容とし、重点健康相談と同様の方法により実施する。

健康診査

1. 事業の概要

(1) 目的

健康診査は、心臓病、脳卒中等生活習慣病を予防する対策の一環として、これらの疾患の疑いのある者又は危険因子をもつ者をスクリーニングするとともに、診査の結果、必要な者に対して、栄養や運動等に関する保健指導や健康管理に関する正しい知識の普及を行うこと、又は医療機関への受診を指導することによって、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図ることを目的とする。

(2) 実施主体 市町村（特別区を含む）

(3) 健康診査の種類

ア 基本健康診査

(ア) 基本健康診査

近年の循環器疾患等の動向を踏まえ、これらの疾患又はその危険因子を早期に発見し、栄養や運動等の生活指導や適切な治療と結びつけることによって、これらの疾患等を予防することを目的とする

(イ) 訪問基本健康診査

在宅の寝たきり者及びこれに準ずる者に対し、必要に応じ医師及び看護師を派遣し、基本健康診査を行う。

(ウ) 介護家族訪問基本健康診査

家族等の介護を担う者のうち、訪問による健康診査の実施が必要な者に対して、医師及び看護師を派遣し、基本健康診査を行う。

イ 歯周疾患検診

高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的とする。

ウ 骨粗鬆症検診

骨粗鬆症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗鬆症を予防することを目的とする。

エ 健康度評価

個人の生活習慣行動や社会・生活環境等の把握を行うとともに、その評価等を基に生活習慣改善に係る指導を実施することにより、対象者個人の必要性に応じた、計画的かつ総合的なサービスの提供に資することを目的とする。

オ 肝炎ウイルス検診

C型肝炎等緊急総合対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関に受診することにより、肝炎による健康障害を回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的とする。

カ 受診指導

基本健康診査の結果「要医療」と判定された者、歯周疾患検診又は骨粗鬆症検診の結果「要精検」と判定された者について、医療機関への受診を指導することにより、的確な受診が確保されることを目的とする。

(4) 対象者

- ア 基本健康診査及び健康度評価については、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象とする。
- イ 歯周疾患検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳及び50歳の者を対象とする。
- ウ 骨粗鬆症検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳及び50歳の女性を対象とする。
- エ 肝炎ウイルス検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の者を対象とする。
上記以外の対象者のうち、過去に肝機能異常を指摘されたことのある者、広範な外科的処置を受けたことのある者又は妊娠・分娩時に多量に出血したことのある者であって定期的に肝機能検査を受けていない者、及び、基本健康診査においてALT(GPT)値により要指導とされた者とする。

(5) 実施方法

健康診査は、次の種類、検査項目について集団検診（検診車）、保健所、医療機関等のいずれかで市町村自ら若しくは委託の方法により実施する。

種 類	検 査 項 目
基本健康診査	問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、検尿、循環器検査（※心電図検査、※眼底検査、血液化学検査（血清総コレステロール、HDL-コレステロール及び中性脂肪））、※貧血検査、肝機能(GOT、GPT、 γ -GTP)検査、腎機能（クレアチニン）検査、血糖検査（グルコース）、※ヘモグロビンA _{1c} 検査 〔※は医師の判断に基づき選択的に実施〕
歯周疾患検診	問診、歯周組織検査
骨粗鬆症検診	問診、骨量測定
健康度評価	1)生活習慣病予防に関する健康度評価 生活習慣行動質問票の配布 2)介護を要する状態等の予防に関する健康度評価 社会・生活環境等質問票の配布 3)生活習慣行動の改善指導
肝炎ウイルス検診	問診、HCV抗体検査、HCV核酸増幅検査（必要な者） HBs抗原検査（必要な者）

機 能 訓 練

1 事業の概要

(1) 目 的

疾病、外傷、老化等により心身の機能が低下している者に対し、心身機能の維持回復に必要な訓練を行うことにより、閉じこもりを防止するとともに日常生活の自立を助け、介護を要する状態となることを予防することを目的とする。

(2) 機能訓練の種類

ア A型（基本型）

イ B型（地域参加型）

(3) 実施主体 市町村（特別区を含む）

(4) 対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者で、次に掲げるものとする。ただし、医療におけるリハビリテーションを要する者は対象としない。また、介護保険法に規定する要介護者及び要支援者（以下「要介護者等」という。）も原則として本事業の対象としない。

ア A型

疾病、外傷その他の原因による身体又は精神機能の障害又は低下に対する訓練を行う必要がある者。

イ B型

老化等により心身機能が低下している者であって、当該者の日常生活自立度がランクJに相当する者。

(5) 実施方法

ア A型

訓練は、医師及び医師の指導のもとに理学療法士、作業療法士、保健師又は看護師等が、市町村保健センター、保健所、健康増進センター、老人福祉センター、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、公民館等適当と認められる施設で、麻痺や拘縮等の機能障害及び食事や衣服の着脱等の能力障害並びにこれらにより生じる閉じこもりや孤立等の社会的障害の回復のための訓練を、おおむね次に掲げる活動を通して実施する。

(ア) 転倒予防、失禁予防、体力増進等を目的とした体操

(イ) 習字、絵画、陶芸、皮細工等の手工芸

(ウ) 軽度のスポーツやレクリエーション

(エ) 交流会、懇談会 等

イ B型（費用負担：13年度から介護予防・生活支援事業で対応）

訓練は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士等の保健・医療・福祉関係職種の市町村職員又は市町村から契約により委託された機関の当該職員を中心とし、地域のボランティア等がアに示している実施場所のほか、集会場、公共施設等の会議室、体育館、公園、広場、運動場等地域住民の身近な場所で、心身機能の低下により生じる閉じこもりや孤立等の社会的障害の回復又は予防に重点を置いた訓練を、おおむね以下に掲げる活動を通して実施する。

(ア) 絵画、工芸等の創作を主体とした活動

(イ) レクリエーション及びスポーツ

(ウ) 交流会、懇談会及び地域の諸行事への参加等を主体とした活動等

(6) 実施回数及び実施期間

ア A型

実施回数はおおむね週2回とし、実施期間はおおむね6か月を1期間とする。

イ B型

実施回数はおおむね週1回とし、実施期間はおおむね1年間とする。

訪 問 指 導

1 事業の概要

(1) 目的

療養上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族等に対して、保健師等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、これらの者の心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的とする。

(2) 実施主体 市町村（特別区を含む）

(3) 対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者で、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められるものを対象とする。

(4) 実施方法

ア 対象者の把握及び名簿の作成

市町村は、本人及び家族等からの相談、健康度評価その他の保健事業の実施に伴う情報、医療機関、福祉関係機関その他の関係団体からの依頼等に基づき、対象者を把握し、対象者名簿を作成する。

イ 訪問計画の策定

対象者名簿に基づき、訪問指導を実施する。初回訪問指導は原則として保健師が行い、対象者及び家族の状況（心身の状態、既往歴、生活習慣、栄養状態、口腔衛生状態、家族の介護等の状況、生活環境等）を把握する。その後、必要に応じて管理栄養士、歯科衛生士等と協議の上、訪問指導の目標、内容その他必要な事項からなる訪問指導計画を策定する。

ウ 訪問指導の内容

(ア) 家庭における療養方法に関する指導

(イ) 介護を要する状態になることの予防に関する指導

(ウ) 家庭における機能訓練方法、住宅改造及び福祉用具の使用に関する指導

(エ) 家族介護を担う者の健康管理に関する指導

(オ) 生活習慣病の予防等に関する指導

(カ) 関係諸制度の活用方法等に関する指導

(キ) 痴呆に関する正しい知識、緊急の場合の相談先等に関する指導

(ク) その他健康管理上必要と認められる指導

エ かかりつけ医との連携

疾病等を有する者に対する訪問指導に際しては、かかりつけ医と連携を図り、その指導のもとに実施する。

(5) その他

ア 医療保険により訪問看護若しくは訪問リハビリテーションを受けている者又は介護保険において要介護者等である者に対して訪問指導を実施する場合には、訪問看護及び訪問リハビリテーションと内容的に重複するサービスについては行わないことを原則とし、それらのサービス提供者等と連携を十分に図ることとする。

イ 痴呆性老人に対する訪問指導の実施については、保健所で実施されている老人精神保健相談事業との連携を図り、必要に応じ保健所の指導・調整を受けるものとする。